

## 実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象地区名（地区内集落名） | 作成年月日     | 直近の更新年月日 |
|------|---------------|-----------|----------|
| 津市   | 中跡部地区         | 令和4年11月9日 |          |

### 1 対象地区の現状

|                                      |         |
|--------------------------------------|---------|
| ①地区内の耕地面積                            | 22.16ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 18.47ha |
| ③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計            | 1.49ha  |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計                | 1.49ha  |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計           | 0ha     |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計    | 6.2ha   |
| (備考)                                 |         |

### 2 対象地区の課題

当地区は水田を担っている農家が複数名おり、担い手への集積が進んでいるが、自作農家も多くあるため、今後も継続して農地の集積が必要である。また、用水路・排水路の老朽化が進んでいるため、水路の再整備が必要である。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

当地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者5経営体（個人3名、法人2名）が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

※現在、中心経営体（担い手）として人・農地プランに掲載されている人数：5名

### 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

#### 農地の貸付け等の意向

現在自作をしている農業者がリタイヤした際には、地権者の意向も考慮しながら、中心経営体へ農地の貸付けを行う。

#### 農地中間管理機構の活用方針

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを検討する。

#### 基盤整備への取組方針

当地区では、用水路・排水路の老朽化が進んでいることから、補助金等を活用しながら、水路の整備を進める。

#### 鳥害・虫害防止対策の取組方針

当地区は、獣害は少ないが、カラスによる鳥害が発生しているため、地域全体でテグスを張る等の防除に取り組む。  
また、ジャンボタニシの被害も発生しており、被害が広がらないように、罠を使った防除等を進める。

#### 災害対策への取組方針

水害、寒乾害、高温害等の被害防止のため、農業改良普及センターなどの指導をもとに栽培技術の向上に取り組む。